

福祉用具が必要とされる状態像と、認定調査から判断される貸与要件一覧

対象外種目	貸与が認められる状態像	認定調査結果(判断基準)
ア) 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行→『3) できない』
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※「軽度者に対する介護保険福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」を提出してください。 (主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが貸与の必要性を判断した場合)
イ) 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり→『3) できない』
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り→『3) できない』
ウ) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り→『3) できない』
エ) 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 →「1) 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 <u>以外</u> または 基本調査3-2～3-7 記憶・理解のいずれか →『2) できない』 または 基本調査3-8～4-15 問題行動のいずれか →「1) ない」 <u>以外</u> その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動 →「4) 全介助」 <u>以外</u>
オ) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり →『3) できない』
	②移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 →『3) 一部介助』または『4) 全介助』
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※「軽度者に対する介護保険福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」を提出してください。 (主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが貸与の必要性を判断した場合)
カ) 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く) ※要介護2・3の方も含む	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 →『4) 全介助』
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 →『4) 全介助』